



令和4年 (2022年) 2月4日(金)

No. 15588 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》95…(1)

成長戦略に必要な経営理論《知財版》95

破壊的イノベーションと創業と成長の軌跡 副読本として「神田昌典 成功者の告白」を使用して(その11)

正林国際特許商標事務所
所長弁理士 正林 真之

1. はじめに

一できる経営者が、部下の考える力を奪う一
人材募集をしたときには、大抵の場合、何人か辞
退者が出るものである。なので、多くの経営者とい
うのは、もし辞退者が全く出なかったとしたならば
なあと、そう夢想したりするものである。実際、そ
うなることが理想的であるように思える。それはそ
うだろう。もし、これはと思える人材が全て确实

に入ってくれたのであるとしたのであれば、こんな
に素晴らしいことはない。人材不足や人材採用の問
題も、たちどころに解決してしまうことだろう。そ
してまた、人材コンサルタントや採用コンサルタン
トが鋭く指摘してくるのも、大抵は退職率の高さで
あったりするし、従業員(特に、他から転職してき
たばかりの従業員)に聞いたりすると、真っ先に言
われるのがこのことであったりするのである。

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com